

会議録

会議の名称	令和3年度第1回行田市下水道事業運営審議会	
開催日時	令和3年9月27日(月) 開会：午前10時00分 閉会：午前11時30分	
開催場所	水道庁舎2階第2会議室	
出席者(委員) 氏名	吉野修委員 小林修委員 田尻要委員 木村良雄委員 山崎時敬委員 栗原三郎委員 小久保亮子委員 白鳥拓治委員	
欠席者(委員) 氏名	長島敬二委員	
事務局	長谷見都市整備部長 田島次長兼下水道課長 金子主幹 川鍋主幹 篠原主査 新井主事 香川技師 橋本上下水道経営課長 金子主査	
会議内容	(1)令和2年度公共下水道事業会計決算について (2)令和3年度事業の執行状況について	
会議資料	(資料名・概要等) ・令和2年度行田市公共下水道事業会計決算について ・令和3年度行田市公共下水道事業会計予算について ・令和3年度事業の執行状況 ・台風、洪水が予想される場合のタイムライン(案)	
その他必要事項	傍聴者1名	
会議録の 確定	確定年月日	主宰者記名押印
	年 月 日	Ⓜ

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>1 開会</p> <p>配布資料の確認</p> <p>2 都市整備部長挨拶</p> <p>長谷見都市整備部長挨拶</p> <p>木村新委員の紹介</p> <p>事務局紹介</p> <p>本日は、委員定数9人に対し出席者は8人となっており、行田市下水道運営審議会条例第6条第2項の規定により委員の過半数が出席しており、本審議会は成立していることを報告する。</p> <p>また、本日の会議は、公開を原則とし、公開については、市ホームページ、市政情報コーナー等で公開する。</p> <p>なお、本日の傍聴者は1名いるが、ここで入室して良いか。</p> <p>（異議なしとの発言があり、傍聴人が入室）</p> <p>本日は、市長より諮問された議案はないため、協議会形式で進行させていただきます。</p> <p>それでは、議事の進行を審議会条例第6条の規定により吉野会長にお願いする。</p> <p>3 議事</p>
議長	<p>（1）「行田市下水道事業の状況について」事務局へ説明を求める。</p>
事務局	<p>令和2年度公共下水道事業会計決算についてプロジェクターを使用し説明。</p>
議長	<p>ご意見、ご質問はあるか。</p>
白鳥委員	<p>水洗化率がマイナスになっている。行政区域内人口が減り、処理区域内人口が増えているのに、水洗化率は減少している。水洗化を利用していない人が増えたのか。</p>
事務局	<p>新しく整備した地域は、下水道使用者が増えている。一方で、現在下水道を使用している世帯で、世帯人数が減っている。そのプラスマ</p>

<p>白鳥委員 事務局</p>	<p>イナスでマイナスの方が多かったことが大きな理由と考えている。 単純に利用してないということか。 下水道区域内の人口構成が変わった。利用する区域の中で市外への転出とか、市内で区域外に転居するとか、また、区域内で新居される方が、それほど多くないと考えられる。更に、行田市の人口が毎年減って現在7万人台になるなど、いろいろな原因があると考えられる。</p>
<p>白鳥委員</p>	<p>人口なので、例えば5人家族で若い人が出て行き、3人になると水洗化人口も減ってしまう。その人たちは水道下水道料金を払っている。人口で水洗化すると言う意味がよくわからない。普及と人口は関係ないと思うが、状況がわかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>行田市の人口が毎年減っているのはご存知と思います。8万人台から7万人台後半のところまで減少している。下水道処理区域で藤原町地区を整備しており、下水道処理区域内人口は増えているが、全体人口の減少が多分に影響してくる所があると感じられます。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご質問はあるか。 ご意見等もないようなので、令和2年度の公共下水道事業会計決算について議事を終了する。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、(2)「令和3年度事業の執行状況について」事務局へ説明を求める。 資料「令和3年度事業の執行状況について」プロジェクターを使用し説明。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問はあるか。 (発言がない)</p>
<p>議長</p>	<p>藤原町の進捗状況について説明があったが、先程の水洗化率の話もあり、接続状況についてどのような状況か。</p>
<p>事務局</p>	<p>宅内の排水を下水道本管に流す管を取付管と呼びますが、取付管の設置は下水道課で設置するため、本管工事と同時に整備できるよ</p>

	<p>うに、取付管の設置申請書を設計時に提出してもらっている。各家庭を回って提出をお願いしているが、取付管の設置は個人負担はないと説明していても、申請書の提出は全体を100%すると80%ぐらいである。しかし、取付管を設置した80%の家庭に対して、その全部の方がすぐに下水に接続してくれる状況にはなっていない。</p>
議長	<p>実際に家庭が下水道に接続する場合は別に申請書を提出するのか、その手続きを教えてください。</p>
事務局	<p>下水道に接続する場合は、別に申請して工事をして頂くが、ほとんどのお宅は浄化槽を使っているので、浄化槽から切り替えという形になり、その件数についてはこれから調べて報告したい。</p>
	<p>また、藤原町地区の取付管の設置について、本管工事と一緒に取り出します。宅地と道路の境界から50cmまで設置します。それから先の接続工事については、自己負担になります。</p>
	<p>行田市には無利子の50万円までの融資制度がございます。現在7名の方が利用されています。</p>
	<p>今後も普及活動については、引き続き進めていきます。</p>
議長	<p>接続には各家庭の事情もあると思われるが、浄化槽から下水に切替えた場合の浄化槽はどうしているか参考に聞きたい。</p>
事務局	<p>浄化槽については、撤去になると、相当な工費が必要になりますので、多くの家庭が、浄化槽の上の部分の撤去して、そこを砂埋して、その場に残すことが多いです。そして、表面がコンクリートならコンクリートを打ったり、土埋であればそのまま土埋で今の位置に残して置く家庭が多い。</p>
議長	<p>水と砂などの重量は同じ位だから、沈下とか浮き上がる事はないのか。</p>
事務局	<p>浄化槽の底に数カ所の水抜き穴を開けて、浮き上がってきたり、沈んだりしないように施工している。</p>
議長	<p>他に質問はないか。</p>

白鳥委員	浄化槽を使う方が、一応 3 年以内に切替えるといわれていますが、それをやらない理由は何なのか。また、下水道事業としてどの様に対応しているのか。
事務局	浄化槽からの切替は、3 年以内と言われましたが、下水道法では遅滞なく切替えると規定されています。その中で下水道が供用開始されても、下水道に接続してもらえないという状況は、お金の問題が一番大きいと思います。トイレ、風呂、台所等の排水全部を処理する合併浄化槽、また、古いお宅に関しては、トイレの排水だけを処理する単独浄化槽となり、その他の排水については、道路側溝や水路に流しています。単独浄化槽を下水道に接続するには、トイレ以外の排水も一系統にまとめる工事が必要になります。そのため合併処理浄化槽より大掛りな工事になってしまうので、コンクリート敷きや土砂等の地表状況によりまして、金額が変わってきてしまうので具体的な金額は、申し上げる事はできませんが、こちらの金銭的な問題が一番大きいと思われまます。
白鳥委員	これは昔から言われていた事ですが、下水道の未接続に罰則規定がありません。未接続に対して言葉だけではわからない。実際にどのように PR しているか知りたい。
議長	白鳥委員から 3 年以内という話がでましたが、行田市はどのように解釈していますか。
事務局	汲取りトイレを使ってる家庭につきましては、下水道法で 3 年以内というところで動いています。浄化槽を使っている家庭につきましては、下水道法で遅滞なくとしています。遅滞なくとは 1 年以内と解釈して動いています。
議長	他に質問はないか。
小久保委員	令和 2 年度の本管整備工事について、次のページには記入されていないのですが、そこは整備されたのでしょうか。
事務局	こちら令和 2 年度の実施分は赤線の増加個所になります。それ以

	<p>前に、整備した黒の点線の位置は、令和元年度までに整備した位置になりますが、こちらについて、舗装の本復旧が全て完了していない状況になっています。下水道管を整備した時、必ずしも順番通りではなく後追いで、舗装の本復旧をしている状況です。</p> <p>こちらにつきましては、先ほど申し上げさせてもらったように、本管を整備する時に取付管も一緒に全部を整備させてもらえれば、後から掘返して取付管を設置するという事はありませんが、例えば工事が今年度に終わって来年度に取付管の設置をしたいという家庭も少なからずありますので、次の年に全ての本復旧をしてしまうと綺麗にした道路を掘返すという状況になりますので、ここはすぐ次の年に本復旧はできないという状況です。</p>
議長	<p>先程の取付管設置申請が 80%で、残り 20%程度の方が申請するのを少し待っているということですね。</p>
事務局 栗原委員	<p>他にございませんか。</p> <p>始めから取付管を布設した以外の 2 割の方が後から、新築、改築して下水道を希望してくる際に、今の説明でありました本復旧のタイミングは、どのタイミングでやるのを基本とされていますか。</p>
事務局	<p>全ての家庭に取付管を設置して、もう掘返すことがない状態で本復旧をすることが一番理想ですが、本復旧した後でも取付管の設置申請が出てくる状況は、現在も少なからずあります。供用が開始された区域は、新築する場合は浄化槽が認められない事から下水道接続になります。その場合は本復旧をしてなければ、その状態で、取付管を設置して、その後に本復旧をします。取付管設置申請を待っていると、本復旧はいつまでたってもできない状況になってしまいますので、本復旧工事の場所を決めたときに、沿線の取付管の設置をしていない方の各家庭に訪問させていただいて、取付管設置を促進しております。</p>
栗原委員	<p>工事されて、仮復旧から自然転圧をある程度待つて本復旧という</p>

事務局	<p>ところだと思いますが、その場合、仮復旧から本復旧、自然転圧期間はどのような工事施工を計画しているのですか。</p> <p>今の段階で具体的に何年と値を定めていませんが、県道を整備するときに、県土整備事務所から、翌年度復旧と言われていました。</p> <p>ただ、先ほど申し上げましたように翌年度というのは難しい部分がありまして、今年本復旧工事を施工する箇所につきましては、平成29年度に本管工事した箇所を本復旧する予定です。</p>
栗原委員	<p>わかりました。どうしても本復旧は工事の中で大きなウエイトを占めますので、非常に難しいタイミングだと思いますが、費用を抑えて計画していただければと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
木村委員	<p>委託修繕工事については主なものでしたが、その前の段階で経営分析の中で、この地域に一部合流区域があり不明水がありますという話をされています。合流改善は、主な事業にはありませんが、行っているか確認させていただきたい。</p>
事務局	<p>先ほど申し上げました合流改善につきまして行田市は平成25年度に完了しています。不明水対策につきましても、過去には実施しましたが、今現在予定しているところはありません。</p> <p>合流、分流どちらの区域についても、水道課や道路治水課が舗装の復旧工事などを行うときに、現在マンホールの蓋が古いものは穴が開いているので、そこから雨が浸入してしまう。安全性や不明水の対策という観点から、蓋を変えるように、こちらからお願いしている。今年も、水道課発注の舗装工事で26ヶ所、蓋を変えて頂く予定です。道路治水課でも5個ぐらいと言われている状況でして、こちらから蓋を支給して、舗装復旧工事時に穴のない、雨水が浸入しない蓋に変えていく予定です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
議長	<p>2ページの委託料調査測量設計の4項目中、3番目の総合地震対策</p>

事務局	<p>計画について説明して欲しい。あと、一昨年水害がありまして、下水道施設の被害は聞いていないが、この後、洪水対策で予想される場合のタイムラインの説明があるが、下水道の水害対策を聞かせてもらいたい。</p> <p>まず総合地震対策計画は、下水道施設全体の、管路とポンプ場について、耐震化を図る防災と被害の最小化を図る減災を組み合わせた総合的な対策の計画となっています。管路について、昔の管は、鉄筋コンクリートの管が多いので、地震の被害が多いというようなことが全国でも多くあります。管路全体について、ここの管は地震に強い、弱いを分ける判断を全てしていきます。ポンプ場についても来季に全てを判断して、優先順位をつけてそこから改修をしていくという状況になっています。今現在予定している耐震化対策は、今年度、谷郷ポンプ場において総合地震対策計画とは別の発注になりますが、耐震診断業務を実施しています。</p> <p>耐震化の工事については、令和6年度から7・8・9年度までの4年間で耐震化工事を実施する予定です。</p> <p>続きまして耐水化については、令和元年度は下水道施設に被害は特にはありませんでした。ただ、緑町ポンプ場については、忍沼川と忍川が溢水したことによる、場内への浸水はありましたが、管理棟への床上浸水等は発生していません。</p> <p>ポンプ施設についても、ポンプに浸水して壊れた被害はありませんでした。しかし、緑町の忍吐口の制御電源盤の電気系統が一部浸水して故障しました。その故障は今年、修繕させていただきました。耐水化について、国、県から耐水化計画を策定しなさいという通知があり、行田市としても耐水化計画の策定を現在進めています。</p>
議長 小久保委員	<p>他にご意見はありませんか。</p> <p>忍地区に住んでおりますが、近くで忍川に続いている水路に自宅で使った水を流している家庭が何件かあるが、これは大丈夫な</p>



事務局	<p>のか。</p> <p>おそらく雨水排水であり、家庭で使った排水ではないと思われる。</p> <p>また、単独浄化槽の場合は、風呂や台所の排水は、水路に放流できることから、洗濯や台所の排水が放流されていると考えられます。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p>
事務局	<p>先ほどの質問にありました、藤原町の接続数でどのくらい接続しているのかという件数ですが、平成 30 年度が 45 件で、令和元年度から 33 件、令和 2 年度から 34 件です。</p>
議長	<p>取付管を設置したうち接続件数はどの位になるか。</p>
事務局	<p>平成 30 年の取付管の申請数が 90 件で、実際に接続してくれた方が 45 件、また、令和元年度の取付管の申請数が 144 件あり、実際に接続してくれた方が 33 件、令和 2 年度で 137 件の取付管の申請があり、接続してくれた方が 34 件です。実際は取付管の工事が終わって、供用開始になりまして、下水道へ接続するまでタイムラグがあるので、だいたい 3 分の 1 ぐらいです。</p>
議長	<p>せっかく下水道を整備したので、下水道へ接続の方、よろしく願いをしたい。</p>
	<p>他にご意見はありますか。</p>
	<p>他に意見等がございませんようなので、これで令和 3 年度下水道事業の執行状況について議事を終了したいと思います。</p>
	<p>以上で議事がすべて終了しましたので議長の任を解かしていただく。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>(1)台風・洪水が予想される場合のタイムラインについて 事務局から説明</p> <p>(2)審議会について</p> <p>本審議会委員の任期は本年 1 1 月 3 0 日までとなります。</p> <p>現在、委員を公募して、市報とホームページで応募方法をお伝えし</p>

ています。応募期間は9月30日までです。次回の審議会は本年度末までに開催する予定です。開催日は未定です。

#### 5 閉会

閉会挨拶 田島都市整備部次長兼下水道課長

